

新型コロナウイルス感染症 学校における感染対策ガイドライン

(令和2年8月21日版)



千葉県マスコットキャラクター
「チーバくん」

現在、児童生徒等の感染経路として「家庭内感染」が最多となっています。本県でも感染者数が増加する傾向にあり、児童生徒等がいつ家庭等を通じて感染するかわからないという認識をもって、まずは、外から学校内にできるだけウイルスを持ち込まないよう努めるとともに、さらに、学校の中で感染を広げないよう取り組むことが重要となります。

本ガイドラインを参考に、学校における新型コロナウイルスの感染及び感染拡大防止に向け、各学校の実情に応じた取組をお願いいたします。

(本ガイドラインは、最新の知見や状況等を踏まえ、随時、更新してまいります。)

【目次】

1	校内体制の整備	1
2	連絡体制の整備	2
3	家庭との連携	3
4	学校における感染対策の基本	4
5	健康観察の徹底	6
6	基本的な感染症対策の徹底	9
	＜対策別＞	9
	＜場面別＞	18
7	感染者等が発生した場合の対応	22
	(1) 感染者が発生した場合の対応	22
	(2) 濃厚接触者が発生した場合の対応	25
	(3) 感染が疑われる者が発生した場合の対応	27
	(4) 出席停止等の取扱い（感染・濃厚接触者以外の場合を含む）	28
8	児童生徒等に対する正しい知識等の指導	30
9	教職員の感染予防の徹底	31

1 校内体制の整備

各学校においては、当面の間、新型コロナウイルス感染症対策にあたる対策本部を設置し、学校全体で感染対策に取り組む体制を整備することとする。

設置にあたっては、学校の規模や教職員構成に応じた対策本部を組織するものとし、以下の例を参考に、実働的な対策本部となるよう努める。

＜対策本部の役割＞

平時：感染対策の検討・実施、児童生徒等及び教職員の健康状況確認 等
感染者等発生時：対応の総括・指示、保健所との連絡、情報発信 等

＜対策本部の設置例＞

〔例1〕既存の委員会等を利用して設置する。

(例) ・企画委員会
・連絡調整会議 等  対策本部

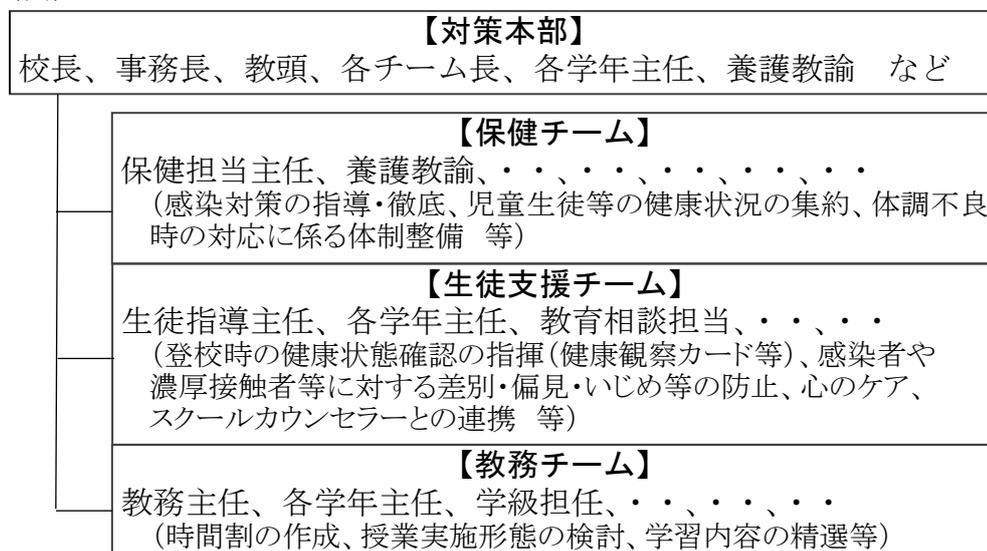
〔例2〕基本メンバーを決め、扱う内容によりメンバーを増減する。

(例) 感染者発生時

【対策本部】 校長、事務長、教頭、教務主任、 学年主任、養護教諭 など	+	学級担任 教科担当 など
--	---	-----------------

〔例3〕対策本部に加え、小チームを設置する。

(例)



2 連絡体制の整備

(1) 関係機関への連絡

あらかじめ、学校所在地を管轄する保健所、教育委員会、学校医等の緊急連絡先一覧を作成し、教職員間で共有する。

(2) 教職員への連絡

- 緊急時の連絡網やメール配信など、休日や夜間等の連絡方法を明確にし、改めて教職員間で共有する。
- 校長は、教職員が感染者となった場合など、本人以外の緊急連絡先が必要となった場合に備え、可能な範囲で把握しておく。

(3) 保護者、児童生徒等への連絡

保護者への連絡体制（メール配信、電話による連絡など）を確認する。また、学校のホームページを活用した情報提供方法を検討する。

3 家庭との連携

児童生徒等の感染経路として、「家庭内感染」が最多である現状を踏まえ、家庭から学校に感染を広げないよう、各家庭の理解と協力を得る。

(1) 健康観察、登校の判断

- 児童生徒等は、毎朝、登校前に検温及び風邪症状の確認を行う。同居の家族にも、毎朝、検温等の健康状態の確認を依頼する。
- 児童生徒等は、発熱や風邪症状がある場合は、自宅で休養する。感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、同居の家族に発熱や風邪症状がある場合も、登校を控えるよう依頼する。
- 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合、児童生徒等又は同居の家族が濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合は、いずれもPCR検査等の結果が判明するまで、登校を控えるよう依頼する。

(2) 休日や学校外の活動

- 学校外でも、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。
- 特に、活動範囲が広がる高校生等は、学校外の私的な活動や交流等に際し、十分な感染対策が講じられているか確認し、行動する。
- 感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家間での行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように十分に注意する。

(3) 家庭から学校への連絡

以下の場合、速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

- ・児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症に感染した、濃厚接触者に特定された場合(同居の家族が感染した等)。
- ・同居の家族が濃厚接触者に特定された場合、児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが医師や保健所の指示等でPCR検査等を受ける場合。

4 学校における感染対策の基本

(1) 感染症予防の3原則

□ 感染源を絶つ

⇒ 発熱や風邪症状のある者等の自宅休養の徹底

本ガイドライン P6~8 「5 健康観察の徹底」

- (1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認
- (2) 学校における登校時の健康状態の確認
- (3) 外部からの来校者に対する健康状態の確認

□ 感染経路を絶つ

⇒ 手洗い、咳エチケット、清掃及び消毒の徹底

本ガイドライン P9~14 「6 基本的な感染症対策の徹底」

- ・ 石けんによる手洗い
- ・ 咳エチケット
- ・ 学校施設や用具等の清掃及び消毒

□ 抵抗力を高める

⇒ 免疫力を高めるため、以下を心がける

- ・ 十分な休養及び睡眠
- ・ 適度な運動
- ・ バランスのとれた食事
- ・ 規則正しい生活習慣

など

「抵抗力」

病原体などに打ち勝つための体力や免疫力。

(2) 集団感染のリスクへの対応

リスクが高まるとされる、3つの条件（3つの密：密閉、密集、密接）の「重なり」はもちろんのこと、「1つ1つの条件」が発生しないことを目指す。

「3つの密」と「大声」は、リスクが高いとされることから注意する。

□ 「密閉(換気の悪い密閉空間)」の回避 ⇒ 換気の徹底

本ガイドライン P15 「換気」

□ 「密集(多数が集まる密集場所)」の回避 ⇒ 身体的距離の確保

本ガイドライン P15 「児童生徒等同士、教職員
—児童生徒等の身体的距離の確保」

□ 「密接(間近で会話や発声をする密接場面)」への対応 ⇒ マスクの着用

本ガイドライン P10 「マスクの着用」

5 健康観察の徹底

学校において感染源を絶つためには、外からできるだけウイルスを持ち込まないように努めることが重要となる。

(1) 家庭における登校前の検温・風邪症状の確認

- 児童生徒等は、毎朝登校前に、家庭で検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で休養することを徹底する。

(同居の家族に発熱等があれば学校へ伝えていただく。感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、同居の家族に発熱や風邪症状がある場合は、児童生徒等は登校を控えるよう依頼する。)

取組例：毎朝、児童生徒等の健康状態等について、家庭で「健康観察カード」(別紙1)を記入し、登校時に学校へ提出する。
(学習支援ソフト等を活用する場合は、登校前に報告する。)

- 以下の〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、帰国者・接触者相談センター等^{*}やかかりつけ小児医療機関(小児の場合、小児科医による診察が望ましいとされる)に電話等で相談するよう、保護者に周知する。

〈相談・受診の目安〉

いずれかに該当する場合は、すぐに相談(該当しない場合も相談可)

- ◆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ◆ 基礎疾患等があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ◆ 上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続く場合
(症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合はすぐに相談。解熱剤等を飲み続けなければならない場合も同様)

※帰国者・接触者相談センター等

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------------|
| 平日(午前9時～午後5時)：居住する市町村を管轄する保健所 | } 電話相談窓口(コールセンター)
(土日祝日を含む24時間対応) |
| 平日の時間外(午後5時～午前9時) | |
| 土曜日、日曜日、祝日 | |
| 千葉県、船橋市、柏市在住の方：市の相談窓口 | |

(2) 学校における登校時の健康状態の確認

毎日、登校時、児童生徒等に発熱や風邪症状がないことを教職員が確認する。家庭で確認できなかった児童生徒等は、学校が定めた場所で、検温及び風邪症状の確認を行う。また、感染者発生時等に備え、児童生徒等の健康状態の記録を学校で確実に保管する。

※確認できなかった児童生徒等が多数いる場合は複数の教職員で連携して対応する。



取組例①：児童生徒等は、昇降口前で、担任等に健康観察カードを提出する。

取組例②：児童生徒等は、入室前に、担任等に健康観察カードを提出する。

①②共通：学習支援ソフト等を活用できる場合は、事前に、報告されたデータで健康状態を確認する。

カード等を忘れた、家庭で確認できなかった、再度確認したい等の児童生徒等は、教室に入る前に、所定の場所に行き、担当の教職員が検温・風邪症状の確認を行う。

学校で（登校時を含む）

児童生徒等の発熱や風邪症状等を確認した場合

- ・児童生徒等の発熱や風邪症状等の体調不良を把握した時は、そのまま教室等に居続けさせることなく、校内の所定の場所にて担当職員が検温や問診等の体調確認を行う。
- ・帰宅するまでの間、学校にとどまる場合は、他の人との接触を可能な限り避けられるよう、症状を考慮した上で、別室で待機させる等、配慮する。
- ・発熱や風邪症状の児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養させる。
- ・6ページの〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、すぐに帰国者・接触者相談センター等やかかりつけ小児医療機関に電話等で相談するよう保護者に伝え、その後、受診や検査の状況について確認を行う。

(3) 外部からの来校者に対する健康状態の確認

- 外部からの来校者に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、必要に応じ、玄関等での検温等を実施する。
また、来校時に発熱や風邪症状が見られる場合には、校内への立ち入りや教育活動等への参加を見合わせていただく。
- 外部からの来校者に対し、マスク着用、手洗いや手指のアルコール消毒等、感染対策の徹底を依頼する。

6 基本的な感染症対策の徹底

学校医・学校薬剤師等と連携し、保健管理体制を整備するとともに、教育活動全般を通じ、適切な消毒や清掃により、環境衛生を良好に保つよう努める。

対策の主なポイント	
◆ウイルスを含む飛沫が 目、鼻、口の粘膜に付着するのを防ぐ	顔の粘膜 を守る
◆ウイルスが付着した手で 目、鼻、口の粘膜と接触するのを防ぐ	手をきれい にする



<対策別>

・石けんによる手洗い

□登校直後、トイレ使用后、共用の教材・教具・情報機器などを使用する前後、昼食前後等こまめに行う。

※手洗いを行う前に、目や顔を触らないよう、注意喚起する。

※手洗い場の数が十分でない場合もあることから、授業前後等は、手洗いの時間に配慮する。

□手洗い場には石けん等を配置し、児童生徒等が手洗いできる環境を整備する。

□手指用アルコール消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いられるものであることから、まずは、石けんによる手洗いを徹底し、手指用アルコール消毒液を設置できる場合には、補助的に使用する。

・咳エチケット

□マスクの着用

- ・無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、学校教育活動においては、身体的距離が十分にとれないときは、飛沫を飛ばさないよう、次の場合を除いて基本的にマスクを着用する。

マスクを着用する必要がない場合

◆十分な身体的距離が確保できる場合

◆気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日

(熱中症などの健康被害が発生する恐れがあり)

◎マスクを外す際は、できるだけ人との十分な距離を保つ、近距離での会話を控えるようにするなどの配慮をすることが望ましいが、熱中症も命に関わる危険があることから、熱中症への対応を優先する。

◎児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時などは、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、本人の判断でも適切に対応できるよう指導する。

◎登下校中については、他の児童生徒等や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合。

◆体育の授業及び運動部活動

ただし、感染リスクを避けるため、児童生徒等の間隔を十分に確保する等の対策を講じる。

- ・マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒等の様子なども踏まえ、現場で臨機応変に対応する(例:P18「登下校」)。
- ・マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給する等、特に熱中症に注意する。
- ・マスクがない、マスクを忘れた児童生徒等に対応できるよう、学校は可能な限り、予備用のマスク(既製品がない場合は、手作りマスク※)を準備しておく。

※手作りマスクの作成方法は、以下のサイト等を参照

・船橋市「手作りマスクの作り方をご紹介します」

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/kansenshou/001/p077619.html>

・成田市「手作りマスクの作り方」https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0136_00030.html

・子どもの学び応援サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

・ 学校施設や用具等の清掃及び消毒

普段の清掃及び消毒は、通常の清掃活動の中に、ポイントを絞って消毒の効果を取り入れる。

なお、「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」等を用いて、発達段階に応じて児童生徒が行っても差し支えない。

感染者が発生した場合は、P24 を参考に消毒を行う。

(1) 清掃及び消毒のポイント

□ 大勢がよく手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ他)

1日に1回、水拭きした後、消毒液※を浸した布巾やペーパータオルで拭く(P12～【消毒方法等(消毒液別)】参照)。学校薬剤師等とも連携することが望ましい。

※ 消毒用エタノール、新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.05%)、一定の条件を満たした次亜塩素酸水を用いる。

□ 共用の教材・教具・器具・用具など

児童生徒等及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。

□ トイレや洗面所

「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて、通常の清掃活動の範囲で清掃する(特別な消毒作業は不要)。

下痢等でトイレが汚れた場合
「次亜塩素酸ナトリウム消毒液(0.1%)」で、便器・便座・ドアノブ・流水レバー・トイレットペーパーホルダーなどを消毒する。(次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、感染性胃腸炎にも有効。児童生徒等には扱わせないこと。)

□机・椅子

衛生環境を良好に保つため、清掃活動において、「新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含む家庭用洗剤」を用いて拭き掃除を行うとよい（特別な消毒作業は不要）。

□清掃用具等

衛生状態を良好に保ち、劣化に注意する。

□十分な換気やマスク着用等の感染症対策を講じる。作業後は石けんによる手洗いを十分に行う。

（２）消毒について

【注意事項（各消毒液共通）】

- 消毒作業中は換気を十分に行い、目、鼻、口、傷口などを触らない。
- 消毒液をペットボトル等の容器に入れる際は、誤って飲むこと等がないよう、容器に消毒液であることを明記し、児童生徒等の手が届かない場所に置く。
- 人がいる環境で、空間噴霧しない（吸入や目・皮膚への付着による健康被害の恐れあり）。

【消毒方法等（消毒液別）】

消毒用エタノール	<p><消毒方法></p> <ul style="list-style-type: none">・消毒用エタノールを浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる。 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none">・揮発性が高く、引火しやすい性質があるため、電気スイッチ等への直接の噴霧はしない（故障や引火の原因となる）。
-----------------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 家庭用洗剤 <small>（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）</small> </p>	<p><消毒方法・注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒しましょう」（別紙2）を参考に行う。 <p>【住宅・家具用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に記載された使用方法どおりに使用する。 <p>【台所用洗剤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗剤をうすめた溶液を布巾やペーパータオルにしみこませ、液が垂れないように絞って拭く。5分程度経ったら、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする。 ・洗剤うすめ液はその都度使い切り、作り置きしない。 ・手指や皮膚には使用しない。 ・スプレーボトルで噴霧しない。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 次亜塩素酸ナトリウム消毒液 </p>	<p><消毒方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット「0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方」（別紙3）を参考に、市販の家庭用塩素系漂白剤を0.05%に希釈し消毒液を作る。消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる。 <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等には扱わせない。 ・消毒液は、絶対に噴霧しない。 ・希釈した消毒液は、作り置きすると時間が経つにつれ効果が落ちていくので、その都度、使い切りとする。 ・必ず手袋を着用する。 ・他の薬品と混ぜない。手指消毒には絶対使用しない。 ・色落ちしやすいものや腐食の恐れのある金属には使用しない。 ・使用する家庭用塩素系漂白剤の注意事項をよく読み正しく扱う。

次亜塩素酸水（一定の条件を満たすもの）

＜消毒方法＞

- ・パンフレット「『次亜塩素酸水』を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」（別紙4）を参考に行う。
- ・製品に、使用方法、有効成分（有効塩素濃度）、酸性度（pH）、使用期限の表示があることを確認する。
- ・有効塩素濃度80ppm以上のものを使用する。
- ・汚れをあらかじめ落としておく。元の汚れがひどい場合などは、有効塩素濃度200ppm以上のものを使うことが望ましい。
- ・十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす。少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパータオルで拭き取る。

＜注意事項＞

- ・酸と混ぜたり、塩素系漂白剤と混ぜない（塩素が発生する危険あり）。開栓時は、塩素がすでに発生している可能性に注意する。
- ・人が吸入しないようにする。
- ・濃度が高いものを使う場合、直接手を触れず、手袋を着用する。
- ・塩素系漂白剤等に用いられる「次亜塩素酸ナトリウム」とは別物であり、間違えないように表示する。
- ・遮光性の容器に入れ、冷暗所で保管する。

・換気

「密閉」の回避に加え、「3つの密」と「大声」にも注意し、換気の徹底を図る。

- 気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、空気の流れを作るため2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う。また、休み時間は必ず換気を行う。

なお、エアコン使用時も換気は必要。（冷房時は換気で室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整する。）

- 窓のない部屋では、常時入口を開けておいたり、換気扇を用いたり、扇風機等で部屋の外に空気が流れるようにする等、換気に努める。
- 換気に伴う寒さ等に対しては衣服で調節することとし、児童生徒等及び教職員に十分周知しておく。
- 換気に伴い、夏場等は必要に応じ、可能な範囲で蚊対策等を行う。

・児童生徒等同士、教職員－児童生徒等の身体的距離の確保

換気や咳エチケット等を行った上で、

- 児童生徒等の座席の間に、可能な限り距離を確保する（おおむね1～2m）。
- 対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい（授業・給食等）。
- 座席等を使用しない場合であっても、身体的距離（おおむね1～2m）を確保して対応することが望ましい。

・ その他

- 発熱や風邪症状の見られる児童生徒等の対応にあたる教職員は、マスクを着用し、必要に応じて使い捨て手袋、ゴーグル、フェイスシールド等を着用する。対応後は、手洗い等を行う。使い捨てできない物（ゴーグル、フェイスシールド等）は、適切に消毒する。
- 発熱や風邪症状の見られる児童生徒等の対応にあたり、保健室以外に別室を設けることが難しい場合は、保健室内をついたて等で区切り対応エリアを分ける等により、他の児童生徒等（ケガ、心身の不調等）と可能な限り接しないようにする。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等については、主治医や保護者等と連携を密にし、より慎重な対応を行う。
- 特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策については、以下も参考とする。
 - ・「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組（令和2年6月19日版）」（文部科学省）
- トイレ内はよく換気する。フタがあるトイレの場合は、フタを閉めて水を流す。

感染症対策下における熱中症対策

- 体が暑さにまだ十分慣れていない、疲れがたまっている等の状況も予想される中、感染症対策を行いつつも、例年以上に熱中症予防に努める。

＜今夏の対策ポイント＞

- ・エアコンのある教室等を中心に活動する。
- ・冷房時でも換気は必要であり、換気で室内温度が高くなるので、エアコンの温度設定をこまめに調整する。
- ・マスクを着用している場合は、強い負荷の作業等を避け、のどが渇かなくても定期的な水分補給を心掛ける。
- ・身体的距離が十分にとれないときは、基本的にはマスクを着用するが、マスクを着用する必要がない場合については P10 を参照。
- ・毎日の検温や風邪症状を含めた体調の確認は、熱中症予防においても有効。体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で休養する。

＜従来からの対策の徹底＞

- ・暑さ指数（WBGT）等を参考に、無理のない範囲で活動
（急に暑くなった時は要注意）
- ・活動前、活動中、活動後の適切な水分・塩分の補給
- ・個人の条件（体調や体力）を十分に考慮 など

- 熱中症を疑って救急搬送（または医療機関で受診）する際は、正確な情報提供を行う。

熱中症が疑われるのか、それとも新型コロナウイルス感染症が疑わしいのか等、医療機関における判断の一助となるよう、救急隊（または医療機関）に対し、可能な範囲で正確な情報を伝える。

＜伝える情報の例＞

- ・ 基本情報（いつ、誰が、どうして、どのような状態か、持病等）
- ・ 行っていた教育活動とその活動環境
※倒れたり症状が現れた時の現場の状況を伝えることが重要。
（活動内容、時間、場所、天気、気温・室温、湿度 等）
- ・ 当日までの健康状態等（発熱、風邪症状、その他症状等）
（例：3～4日前に風邪症状あり、濃厚接触者である 等）
- ・ 家族の状況（家族が発熱中、家族が濃厚接触者である 等）

＜場面別＞

教職員の目が届きにくい場面（登下校、休み時間、校内での移動時、部活動の準備・片付けなど）においても、3つの条件（密閉、密集、密接）が発生しないよう、児童生徒等に感染症対策の考え方を理解させるとともに、必要に応じて、ルール設定、放送や掲示物の活用など、指導の工夫を図る。

・ 登下校

- 校門や昇降口での密集が起こらないよう、動線を工夫する。
- 気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い時は、他の児童生徒等や一般の人と十分な身体的距離が確保できる場合はマスクを外すよう指導する。小学生など、マスクを外してよいか判断が難しい子供へは、積極的に声かけ等を行う。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることも指導する。
- 公共交通機関を利用する場合は、特に、手で目や顔を触らないよう注意し、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う。

・ 特別支援学校スクールバス

- 児童生徒等の状況に配慮しつつ、エアコンの外気導入や定期的な窓開け等による換気を行う。
- 通路側の席を空けたりビニールカーテンで座席を区切ったりする等して、児童生徒等同士との身体的距離の確保に努める。
- スクールバス内の密集を避けるために、保護者の負担等も考慮しながら引き続き送迎を依頼する。
- スクールバスの運行にあたっての留意事項

- ・スクールバス内の消毒(手すり、窓座席等児童生徒がよく触れるところ)
- ・家庭での健康チェックの徹底(乗車前に体温、咳等を健康カードにて確認)
- ・乗車前後の石けんによる手洗いや消毒液による手指の洗浄
- ・乗車中のマスクの着用(着用できない児童生徒はこの限りではない)
- ・バス停などでのこまめな車内換気
- ・運行時間の短縮(バス停の集約等)

・ 各教科活動等

- 教室等は、気候上可能な限り常時、それが難しい場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓（やドア）を同時に開けて換気を行う（エアコン使用時も換気は必要）。
- 身体的距離が十分にとれないときは、飛沫を飛ばさないよう、基本的にはマスクを着用する*。（※マスクを着用する必要がない場合についてはP10参照。）
- 教職員は飛沫をとばさないようマスクを着用し、児童生徒等と可能な限り身体的距離（おおむね1～2m）の確保に努める。
- マスク着用時はのどが渇かなくても定期的に水分補給する等、特に熱中症に注意する。
- 教材・教具・器具・用具などを共用で使用する場合は、児童生徒等及び教職員ともに、使用前後の手洗いを徹底するものとし、使用の都度の消毒は不要であるが、1日1回程度、消毒を行うことが望ましい。
- 特別支援学校における自立活動の指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫する。

・ 給食、昼食、定時制課程における夕食

- 給食の配膳を行う児童生徒等及び教職員は、手洗いを徹底し、マスクを着用する。また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- 給食当番だけでなく、全ての児童生徒等が食事の前の手洗いを徹底する。
- 食べる際は、飛沫飛散防止のため、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応をとる。

- 食堂の利用は、時間差を設けたり、場所を分散したりする等の工夫をする。
- 配膳時の密集・密接を避けるため、必要があれば献立の品数を減らすことも考えられるが、その場合、適切な栄養が摂取できるように工夫する。

調理作業においては、学校給食衛生管理基準を改めて徹底すること。8月後半からの気温が高い時期は食中毒の危険性が高いため、食品や料理の温度管理や取り扱いについて注意し、調理後から喫食までの時間を短くするなど、食中毒の原因となる細菌やウイルスの増殖を防ぐこと。また、調理従事者の健康管理にも留意し、調理作業中はこまめな水分補給や休憩をとるなど、熱中症予防対策を講じること。

・ **休み時間**

- 教室等の窓（やドア）を大きく開放し、十分な換気を行う。
- 特別教室やグラウンド等での活動後やトイレ使用後等、手洗いを徹底する。
- 3つの条件（密閉、密集、密接）が発生しやすい場面であり、休み時間中の行動について、必要に応じてルールを設定する等、指導の工夫をする。

・ **清掃活動**

- マスクを着用して行うとともに、清掃後は石けんを使用して手洗いをを行う。
- 窓やドアを大きく開放し、十分な換気の下で行う。

・ **図書館（図書室）、パソコン室など**

- 利用の前後に手洗いをするというルールを徹底する。

- 室内で、児童生徒等の密集が生じないように、利用方法を工夫し、換気、身体的距離が十分にとれない場合のマスク着用など基本的な感染症対策に努める。

・ **寄宿舎**

- 「寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年5月22日付 千葉県教育委員会）を参考とする。

・ **修学旅行**

- 「令和2年度国内修学旅行の留意点について（通知）」（令和2年8月21日 千葉県教育委員会）を参考とする。

7 感染者等が発生した場合の対応

以下のチェック項目を参考に、対策本部を中心として教職員で分担して対応にあたる。

(1) 感染者が発生した場合の対応

感染者が発生した場合、学校には、通常、本人（や保護者）から感染が判明した旨の連絡がされる。また、学校での感染拡大の可能性がある場合には、保健所から連絡が入る。

ア 初動対応

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 感染者の発生を把握後、管理職は速やかに教育委員会に電話報告する。
 - ・ 県立学校→学校危機管理担当
 - ・ 市町村立学校→市町村教育委員会→教育事務所→学校危機管理担当
- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。
- 保健所との対応窓口を決定し、保健所へ連絡する。
- 保健所の指導の下、対策本部は教育委員会等と連携して、今後の対応を検討する。

教育委員会は、感染者が発生した場合、原則として、保健所の指示による消毒及び濃厚接触者の特定がされるまでの間、学校全体について、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を行う。

なお、県又は市町村の衛生主管部局と相談の上、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、その後の臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。

- 感染者本人に係る詳細な情報を収集する。
保健所の指導の下、本人のプライバシーに配慮し、学校が把握できる範囲で、感染者本人の行動記録等を時系列で整理する。
 - 児童生徒等の場合：健康状態（発症日、症状等）、クラス、部活動、通学手段、直近2週間の学校のスケジュール、出席状況 等
 - 教職員の場合：健康状態（発症日、症状等）、教科、クラス、部活動、分掌、通勤手段、直近2週間の学校のスケジュール、勤務状況、校外活動状況 等
- 保健所の行う「濃厚接触者の特定」に協力する。
保健所の指導の下、感染者本人の行動記録に基づき、児童生徒等及び教職員の、接触者のリストを作成し、情報提供を行う。
- 他の児童生徒等及び教職員の健康状態を把握する。
- 学校医等へ感染者発生を報告する。
- 保護者宛て連絡内容を検討し、緊急メール等を活用して、児童生徒等の自宅待機について連絡する。
- 臨時休業に入る前に、各学年主任等が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について、児童生徒等に連絡する。
- 感染者の家庭と連絡を取り、状況に応じて支援に努める。
- 教職員の勤務体制を整備する。（教職員に濃厚接触者等がいる場合を想定）
- 報道対応の窓口を決定し、教育委員会と連携し情報を収集・整理する。

イ その他

【児童生徒等の場合】

- 感染拡大防止の必要上、当該児童生徒等が明らかになることもあるが、その場合においても、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 続報（濃厚接触者の特定状況・検査結果など。市町村立学校にあっては、併せて臨時休業の実施有無等。）を県教育委員会に電話報告する。
 - ・ 県立学校：管理職→学校安全保健課保健班*
 - ・ 市町村立学校：市町村教育委員会→教育事務所→学校安全保健課保健班* ※休日は学校危機管理担当

- 濃厚接触者等へ適切な対応を実施する。
保健所から、濃厚接触者とされた者は、自宅待機を行い、保健所の指導に従う。

- 消毒
 - ・ 保健所等の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）又は消毒用エタノールを使用し、当該児童生徒等又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う（必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はない）。
 - ・ トイレについては、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.1%）又は消毒用エタノールを使用し消毒する。
 - ・ 物の表面でのウイルスの生存期間（およそ24時間～72時間）を考慮し、消毒ができていない場所や物は、立ち入りや使用を禁止するなどの処置も考えられる。

(2) 濃厚接触者が発生した場合の対応

学校には、通常、本人（や保護者）から濃厚接触者に特定された旨の連絡がされる。

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 濃厚接触者の発生を把握後、管理職は教育委員会に報告する（休日の場合は休日明け）。
 - ・ 県立学校→学校危機管理担当へ電話報告
 - ・ 市町村立学校→市町村教育委員会→教育事務所※→学校安全保健課保健班
- ※把握した事案（前日 14 時～当日 14 時まで）を専用様式にて 14 時半までにメール報告

- 対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。

- 保健所との対応窓口を決定し、必要に応じて保健所へ連絡する。

- 対策本部は教育委員会等と連携して、今後の対応を検討する。

教育委員会は、濃厚接触者が発生した場合、原則として、臨時休業は実施しない。
ただし、県又は市町村の衛生主管部局や保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

- 当該児童生徒等又は教職員は、保健所が求めた期間、自宅待機等を行い、保健所の指導に従う。

- 当該児童生徒等が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

- 必要に応じて、保健所の指導の下、他の児童生徒等の健康観察を行う。

- 必要に応じて、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

- 症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされるが、必要に応じて、保健所等の指導の下、次亜塩素酸ナトリウム消毒液（0.05%）又は消毒用エタノールを使用し、当該児童生徒等又は教職員の行動範囲を考慮し、接触箇所（可能性のある箇所を含む）等、校内の消毒を行う。

- 濃厚接触者の PCR 検査等の結果が判明した場合
陽性：（1）感染者が発生した場合の対応へ移行
陰性：
 - ・ 県立学校→学校安全保健課保健班へ電話報告※
 - ・ 市町村立学校→市町村教育委員会→教育事務所→学校安全保健課保健班へ電話報告※ ※休日の場合は休日明け

(3) 感染が疑われる者*が発生した場合の対応

※医師や保健所の指示等により、新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査等を受ける（受けた）者。

【児童生徒等又は教職員の場合】

- 感染が疑われる者の発生を把握後、管理職は教育委員会に報告する（休日の場合は休日明け）。
 - ・ 県立学校*→学校安全保健課保健班
 - ・ 市町村立学校→市町村教育委員会→教育事務所*→学校安全保健課保健班

※把握した事案（前日 14 時～当日 14 時まで）を専用様式にて 14 時半までにメール報告

- 検査の結果、感染が判明した場合に備え、必要に応じて対策本部の招集、全教職員への連絡を行う。

教育委員会は、感染が疑われる者が発生した場合、原則として、臨時休業は実施しない。

ただし、県又は市町村の衛生主管部局や保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。

- 検査の結果が判明するまでの間の登校については、**学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止**とすることが可能（教職員については P28 参照）。
- 検査結果が判明した場合
陽性：(1) 感染者が発生した場合の対応へ移行
陰性：
 - ・ 県立学校→学校安全保健課保健班へ電話報告*
 - ・ 市町村立学校→市町村教育委員会→教育事務所→学校安全保健課保健班へ電話報告* ※休日判明分は休日明け
- 検査の結果、感染が確認されなかった場合の登校・出勤の可否については、医師・保健所等の指示に従う。
- 当該児童生徒等が、差別・偏見・いじめなどの対象とならないよう、十分な配慮や注意を行う。

(4) 出席停止等の取扱い(感染・濃厚接触者以外の場合を含む)

児童生徒等の出席停止等の取扱いは、原則、以下のとおりとする。
 なお、参考として教職員の場合の服務を示すが、詳細は教育委員会へ確認すること。

状 況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
(1)	感染が判明した場合	治癒するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。	療養休暇 (臨時的任用職員・会計年度任用職員は特別休暇により取り扱うことができる)
(2)	濃厚接触者に特定された場合	保健所が自宅待機などを求めた期間(感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間が基本)、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。 <small>(文部科学省:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.8.6Ver3 より)</small>	職務に専念する義務の免除
(3)	発熱や風邪症状が見られる場合	「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。 <small>(文部科学省:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.8.6Ver3 より)</small>	特別休暇
(4)	児童生徒等に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。 <small>(文部科学省:小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.8.6Ver3 より)</small>	特別休暇 (当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る。)
(5)	同居する家族が、濃厚接触者に特定された場合	PCR検査等の結果が判明するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。	特別休暇
(6)	児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	PCR検査等の結果が判明するまで、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とすることが可能である。	特別休暇

状 況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
(7)	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 (文部科学省:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.8.6Ver3より)	教職員本人に症状有: 特別休暇 (診断書等あれば療養休暇)
(8)	海外から帰国し、2週間の自宅等での待機を要請された場合	その期間は、「学校保健安全法第19条に基づく出席停止」とする。 (その後、健康状態に問題がなければ登校可) (文部科学省:新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aより)	検疫法第16条第2項に規定する停留(これに準ずるものを含む。)の対象となった場合: 特別休暇
(9)	児童生徒等に症状等はないが保護者から学校を休ませたいと相談された場合	例えば、感染経路不明の患者が急激に増えている地域である等により、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合、その他校長が必要と認める場合 →「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」とする。 (文部科学省:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2020.8.6Ver3 参考)	

<参考>

校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができる。

【学校保健安全法第19条、令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡より】

8 児童生徒等に対する正しい知識等の指導

児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症及びその感染予防対策について正しい知識を身に付け、自ら感染のリスクを避ける行動をとることができるよう、指導資料[※]等を活用し、発達段階に応じた指導を行う。

また、中学校及び高等学校等、年齢が上がるにつれ、教職員の直接的な監視下にはない行動や、自主的な活動が増えることから、生徒自ら衛生管理に留意するよう指導する。

※『新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～』（令和2年4月 文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

<※指導資料 指導内容の例>



- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
- 飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。）
 - ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
 - ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
 - 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り行動することが感染拡大防止にもつながること。
 - 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。
 - SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
 - 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。
 - 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。

<その他 指導例>

- 例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等への偏見や差別が生じないように、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行う。
- 食事中の大声での会話を控える。

9 教職員の感染予防の徹底

多数の児童生徒等と接する立場にあることから、日頃から体調管理に努め、職場はもとより職場外でも感染予防の徹底に努める。

特に、医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患を有する児童生徒等と接する機会がある教職員においては、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす等、一層の感染対策を行う。

- 教職員の感染経路の多くが「不明」である現状を踏まえ、教職員が学校で感染を広げることがないように、職場外の活動においても、換気が悪く人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等、十分注意する。
- **毎日、出勤前に必ず検温と風邪症状の確認を行い、発熱や風邪症状がある場合は、出勤を控え、管理職等へ連絡する。**
(6 ページの〈相談・受診の目安〉にあてはまる場合は、帰国者・接触者相談センターに相談する)。
- 感染、濃厚接触者への特定、体調不良等により急遽出勤できなくなる場合を想定して、日頃から教職員間で業務内容や学級の状況等を情報共有しておく等、休みをとりやすい環境を整える。
- 出勤時、管理職等は、教職員に発熱や風邪症状がないことを確認する。
取組例：毎朝、健康状態について、「健康観察カード」(別紙1)を記入し、出勤時に管理職等へ提出する。
- 石けんを使用した手洗いの徹底を図る(出勤後、授業や指導の前後、トイレ後、飲食の前後等)。
- 無症状の感染者も他者へ感染させる恐れがあるので、飛沫飛散防止のため、マスクを着用するとともに、授業や指導等で児童生徒等と接する際は、可能な限り、身体的距離(おおむね1～2m)の確保に努める。
- 「6 基本的な感染症対策の徹底」を参考に、教職員の執務室(職員室、準備室、事務室等)の換気、教職員の座席等の距離確保、共用の物や施設等の消毒を徹底する。

- 人が集まる会議等については、「密閉」「密集」「密接」及び「大声」をできる限り避け、マスクを着用の上、換気を徹底する。
- 校長は、妊娠中の女性教職員に対して、以下を参考にして配慮する。
 - ・『「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針』の一部改正について(通知)』(令和2年5月18日付け 教職第218号)
 - ・厚生労働省「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

<改訂にあたっての参考資料等>

- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.8.6 Ver.3)」(令和2年8月6日 文部科学省)
- ・「小学校、中学校、高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について(通知)」(令和2年8月6日 文部科学省初等中等教育局長)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A(7月27日更新)」(文部科学省)
- ・「熱中症事故の防止について(依頼)」(令和2年5月27日 文部科学省)
- ・「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」(令和2年4月 文部科学省)
- ・「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引(追補版)感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」(令和2年3月 文部科学省)
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言(令和2年5月1日)」(学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会)
- ・「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)令和2年8月12日時点版」(厚生労働省)
- ・「新型コロナウイルスに関するQ&A(医療機関・検査機関の方向け)令和2年6月5日時点版」(厚生労働省)
- ・第4回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和2年7月30日)資料
- ・「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(厚生労働省、経済産業省、消費者庁)
- ・「新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」(経済産業省、独立行政法人製品評価技術基盤機構)
- ・「新型コロナウイルス対策 『次亜塩素酸水』を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」(厚生労働省、経済産業省、消費者庁)
- ・「令和2年度の熱中症予防行動について(周知依頼)」(令和2年5月26日 環境省、厚生労働省)
- ・「熱中症 環境保健マニュアル 2018」(平成30年3月 環境省)
- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2.2版(令和2年7月17日)」
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理 改訂2020年6月2日」(国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター)
- ・「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版」(2020年5月7日 一般社団法人 日本環境感染学会)
- ・「一般市民向け 第一波を乗り越えて、いま私たちに求められる理解と行動(2020年6月15日現在)」(一般社団法人 日本感染症学会、一般社団法人 日本環境感染学会)
- ・「新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた熱中症予防に関する提言」(令和2年6月1日 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた熱中症診療に関するワーキンググループ 日本救急医学会・日本臨床救急医学会・日本感染症学会・日本呼吸器学会)
- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部) 等